

人権なら

2020年10月1日

第118号

NPOなら人権情報センター

●ひと・まち・生き生き

業務・活動の共有化へ論議

理事・支局長・水平共済委員が合同会議

NPOなら人権情報センターは9月12日、三宅町あざさ苑で理事・支局長・なら水平共済推進委員による合同会議を開いた＝写真。



古川友則・理事長は安倍首相の退陣に触れ、安倍政治の総括が必要だ。体調不良による辞意表明は政権を維持できなくなった口実で、菅政権へと交代するためのもの。いま、現実政治に関わることはできないが、解散も噂されている。政治の動きを見極めながら、取り組みを進めていきたいと語った。

関係市町村との連携づくりに努めていく

西原学・専務理事が合同会議の性格や位置づけ、目的を説明したあと、議案を提起。総会以降の経過と、7点の報告事項を提案し、意見交換した。

藤田幸司・監事は、研究集会の中止に伴い、実行委員会構成団体の市町村にその理由説明と、次回開催への協力要請を実施し、良好な関係づくりができた。学習会についても案内を送り、日頃からの連携づくりができれば良いのでは、と提案。古川理事長は関係づくりに努めていきたいと答えた。

協議事項では、①学習会について②当センターと中企協の仕事・業務・活動の共有化について協議。

学習会については、市町村への参加要請も含め、企画を進めていくこととした。また、中企協会員を対象にしたコロナ禍における経営問題に関する学習会の開催を要望する意見も出た。このほか、当センターの

ホームページの内容充実を求める意見もあった。

明見美代子・理事は人材育成や地域づくりについて提案した。これらの意見や提案については、その実現に向けて検討していくこととした。

当センターと中企協の仕事・業務・活動の共有化については、課題の整理に向けた議論を、事務局で今、進めている。それぞれの事務所がどのような業務を行っているのかが分かるよう、年間の業務、活動内容や、担当者を会員に周知し、活動をより豊かにし、活性化していくため、引き続き、議論していくとした。

水平共済の取り組み活動を強化へ

このあと、第1回なら水平共済推進委員会を開催。古川理事長が3年間、全労済に世話になった経験を語るとともに、共済商品の有利性を指摘し、共済が当法人の財源確保につながることを述べた。

続いて、NPO法人県防災士会副理事長の植村信吉さんが「地域のリスクから避難を考える」をテーマに話＝写真。2018年7月の西日本豪雨で大きな被害を受けた倉敷市真備町の被害状態を紹介するとともに、避難とは「難を避ける」こと。つまり、「逃げ時・逃げどころ」をしっかり普段から考えておくこと。何より「命を守ること」だ、と避難対策の要点を分かりやすく説明した。



こくみん共済奈良推進本部の北又加奈子(写真)さんが共済の理念や、共済と保険商品との違いなどを、当センターの馬出昭浩・事務局員が水平共済の意義やメリットを説明。全員で共済への理解を深め、共済加入に向けた紹介活動に取り組むことを確認した。



ハンセン病隔離政策を学ぶ

三宅町人権学習講座で講演、DVD鑑賞

「ハンセン病隔離政策で奪われた人権」をテーマに第2回三宅町人権学習講座が8月18日、中央



公民館であった＝写真。町民や町職員が参加。大阪府済生会ハンセン病回復者支援センターの加藤めぐみさんの講演と、ハンセン病回復者・関西退所者原告団の宮良正吉さんの話を聴いた。

加藤さんはハンセン病回復者と家族がおかれている実態と課題を説明。現在のコロナ禍における人権侵害として、感染者、同家族、医療従事者らに対する差別や偏見の実状を述べ、1998年に成立した法律の前文に「ハンセン病患者に対する差別や偏見が存在したことを重く受け止め、教訓として今後に生かす」とあるが、まったく反映されていない、と語った。

患者やその家族に対して重大な人権侵害

ハンセン病とは、らい菌による慢性細菌感染症で、抗生物質により治癒する。日本の発症者数は毎年、1桁かゼロ。ハンセン病問題とは、回復者やその家族に対する重大な人権侵害で差別問題である。

過去の「無らい県運動」では、自治体がハンセン病患者隔離政策の中心を担い、市民を巻き込み、社会全体で患者を差別・排除する動きがあった。

89年間も続いた強制隔離政策によって、家族や親族にすら拒絶され、療養所で暮らすしかない人々を生み出し、6割の人が療養所で亡くなっている。

昨年、熊本地裁で家族被害の責任を問う国賠訴訟があり、勝訴。家族補償が行われることになったものの、差別と偏見があつて、その補償を求める人は少ない。根強い差別と偏見は深刻である。これからも差別と偏見の解消、療養所入所者の支援、回復者と家族のた

めの相談支援に取り組んでいく、と話した。

差別と偏見の解消と元患者の名誉回復を

次に、DVD「ハンセン病療養所で受けた私の被害」を鑑賞。戦後の「優生保護法」で「不良な子孫の出生の防止」として断種・墮胎を強いられた当事者がインタビューで語る体験話に胸が痛くなった。

続いて、宮良正吉さんが「差別・偏見解消へ あるがままに生きる－私の体験から」と題して話＝写真。

宮良さんは沖縄県石垣市の出身。10歳の時に療養所に収容された。高校入学のため、長嶋愛生園に。卒業後、退園。37年間の



会社勤めのあと、「らい予防法」違憲国賠訴訟に勝訴した2001年に結成の関西退所者の会（いちょうの会）に入会。現在は支援センターの援助を受け、元患者の福祉増進と名誉回復や市民交流活動をしている。

安心して医療・介護が受けられることが課題

宮良さんは今、新型コロナ感染拡大で防護服の職員が消毒する情景や、感染経路の追跡で患者が感染源のように見られ、患者・家族の差別につながるようなことが報道されるのに接して、ハンセン病への偏見差別もこのように作られたのだと感じている。

らい予防法で一般医療機関での診療は禁じられ、強制収容されなければ治療はできなかった。収容所には逃走者の監禁室があった。園での通名は拒否した。1953年、らい予防法改正闘争で実現した昼間定時制に進学。当時、特別列車で輸送。トイレに行くたびに消毒。教員室への入室禁止や出入り口には消毒液が置かれた。不平等な扱いに生徒会は園と交渉。結果、教員室への出入りが認められるようになった。

高齢を迎えた退所者・入所者が住み慣れた地域で安心して医療・介護サービスが受けられることが今後の課題。これからも活動を進めていくと力強く語った。

感染症と人権問題を学ぶ

人権パートナー養成講座で池田士郎さんが講演

奈良人権部落解放研究所が主催する「人権パートナー養成講座」が始まった＝写真。県暮らし創造部人権施策課の水谷勝則課長と寺澤亮一理事長が開会あいさつした。



講座1では、池田士郎・天理大学名誉教授が『「感染症と人権問題」ーコレラとハンセン病の歴史に学ぶ』をテーマに講演した＝写真。

「感染症は伝染病」と呼ばれ、「明治後期の頃までは偏見や差別のまなざしで見られてはいたが、病者たちは都市やその周辺に居住し、物乞いなどを仕事としていた」「奈良坂の北山十八間戸（現存）や西ノ京の西山光明院（大正5年に焼却）などの施設がそれを物語っている」。明治22年（1889）の「大日本国憲法」が發布され、晩年以降「ハンセン病者は厳しい隔離の対象となった」。



近代以前と以後の病者に対する対応の落差

昭和6年の「満州事変」の前後からは、「無癩県運動」という半ば官製の社会運動によって、病者の発見と、「狩り込み」と隔離精力的に進められた。「近代以前と以後のハンセン病者に対する世の中の対応の落差の原因と展開について考えてみたい」と話した。

「伝染病とコレラの記憶」「日本の近代化とハンセン病」「忌避から隔離への歴史」「隔離の継続」の項目で、史料・データを紹介した。とても興味深かった。

最後に、「制度や習慣が確立すると、現実をそれに合わせるようにという力学が働きやすい」。人は時に偏見や差別の力学を利用し抑え込もうとしやすい。そうした扇動に巻き込まれないために、少し身をずらして

自己と社会を見直すことをハンセン病問題で学んだ、と結んだ。

県民人権意識調査に大きな変化はない

続いて、寺澤亮一・当研究所理事長が「水平社宣言と人権文化ーSDGsの基調に学ぶ」をテーマに話。SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連総会で採択の「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で具体的な行動指針を示す。



寺澤さんは人権に関する県民意識調査（2018年/2008年）の「子どもの結婚相手が同和地区出身者の場合の親の態度」「人権問題に関するイベント・講演会等への参加」を問う項目で、さほど大きな変化がないことを紹介。こうした状況に「改めて水平社宣言を読みたい」と考えたという。

社会的包摂が育たない地域社会の現状

SDGsの前文/世界人権宣言/水平社宣言と綱領を対比し、「人権文化とは日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのもの」と話した。

また、8月1日付毎日新聞の掲載記事「自殺 障害記載強要ー遺族、自治会に賠償請求/大阪地裁」を取り上げ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2016年施行）は、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定める。この問題は「未熟な合理的配慮」だと指摘。社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）が育たない学校と地域社会の現状に向き合うべきだ、と語った。

■藤田敬一さんを招いて24日に学習会

NPOなら人権情報センターは10月24日（土）午前10時から、三宅町中央公民館で学習会を開催する。藤田敬一さんが「水平社100年を前にしてー部落差別・解放運動を語る」をテーマに話す。ご参加を。

ヘイトスピーチに「公共目的」?

大阪高裁が街宣行動に対する1審判決を維持

朝鮮学校への「ヘイト」街宣事件の控訴審が9月14日、大阪高裁であった。高裁は「京都朝鮮第一初級学校を貶める発言」をしたとして名誉毀損罪に問われ、京都地裁で罰金50万円を言い渡された「在特会」元幹部、西村斉被告の控訴を棄却した。だが、ヘイトスピーチに「公益目的」もあるとした京都地裁判決は維持する不当極まりない判決となった。



判決のあと、弁護士会館と中央公会堂の2か所で報告集会＝写真。弁護団は「被害者の存在をすつぱりと抜かした判決で、憤りを禁じ得ない」。上瀧浩子弁護士は「レイシズムと言うほかない」。京都朝鮮学園の趙明浩・理事長は「公益性を維持する判決。強い怒りを禁じ得ません」との声明を発表した。

また、韓国からもドキュメント映画「ウリハッキョ」を監督した金明俊(キム・ミョンジュン)さんもリモート参加。「2018年に大阪ウリハッキョを訪問し、この事件を知った。

編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「差別への問題意識を世界中の人に伝えたかった」。9月にあったテニスの全米オープンで優勝した大坂なおみ選手が発した。試合ごとに違う黒人犠牲者7人の名前入りのマスクを着けて入場。「7枚のマスクでは足りない」とも。勇気ある行動に皆が心を打たれた。米国で続く「ブラック・ライブズ・マター」運動。参加者は犠牲者の名前を叫ぶ。警官らに殺害されたのは名もなき人ではない。それぞれに人生があったと訴える。著名人による発信力は大きい。メディアの扱い方が圧倒的に違う。差別は一人ひとりが変わることで克服できる。メディアは当事者の声をもっと取り上げ、反差別に与すべきだ。

判決を聞いて、大変もどかしく心配でたまりません。

このほか、動画「ヘイトに公共性は認められるのか」の鑑賞、オモニ会の女性の発言が続いた。

『戦後アイヌ民族活動史』が刊行

アイヌ文化の復興や発展の拠点として「民族共生象徴空間」(ウポポイ)が7月オープン。1899年の「北海道旧土人保護法」、1997年の「アイヌ文化振興法」が廃止され、昨年、「アイヌ新法」が成立。アイヌ民族を「先住民族」と認めた。8月、サケ漁の権利を国と道に求める裁判も。



こうした中で、はじめてのアイヌ民族解放運動史と言える『戦後アイヌ民族活動史』が7月に出版。著者は竹内渉さん。戦前のアイヌ民族の組織活動にも触れるが、1945年以降のアイヌ民族の復権に向けた「解放運動」をはじめとする諸活動について論究する。

取り上げている内容は、北海道アイヌ協会設立、GHQ施政下の動き、活動空白期とアイヌ協会再建・再開、福祉活動から民族活動への発展、アイヌ民族運動の盛り上がり、北海道旧土人保護法改廃問題、二風谷ダム裁判、アイヌ文化振興法の制定、アイヌ・ウタリ協会名称変更問題、アイヌ文化継承活動など。

近現代の「アイヌ民族活動史」は、あまり深掘りされていないという。本書は戦後アイヌ民族活動史の理解を深めるのに最適だ。の竹内さんは北海道大学を卒業後、長年、アイヌ民族解放運動に関わってきた。著書も多い。本書は解放出版社刊。196頁。1760円。

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター
〒636-0223
奈良県磯城郡田原本町鍵301-1
TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833
E-mail:info@nponara.or.jp
http://www.nponara.or.jp/